

中華人民共和国初期における中国共産党の

対チベット政策にみる二重性

——一九四九年～一九五二年——

金 牧 功 大

- 一 はじめに
- 二 西藏工作委员会と公安組織
 - (一) 西藏工作委员会
 - (二) 公安組織
 - (三) 公安組織以外の組織
- 三 公安活動
 - (一) ラサ到着まで
 - (二) ラサ到着以降
 - (三) 人民会議事件
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿の目的は、中国共産党（以下、煩雑さを避けるため、共産党、もしくは党と記すことがある）が、早くも新民主主義時期において、民族の団結を目標とした穏健で慎重な政策よりも公安活動を先行させ、力によるチベットの中華人民共和国（以下、煩雑さを避けるため中国と記すことがある）への取り込みを図ろうとしていたことを、近年利用可能となった新たな資料に基づいて明らかにすることにある。この点を明らかにすることを通じて、本稿は建国以降、一九五〇年代中盤までは比較的穏健で慎重な少数民族政策がとられていたとする従来の主張に対して、全面的ではないにしても重要な修正を加えるであろう。

建党の二年後、共産党は第三回党大会において諸民族の自決を認める方針を打ち出した。しかし、民族自決の構想は次第に消滅してゆき、建国直前の一九四九年九月に開催された中国人民政治協商会議で示された「中国人民政治協商会議共同綱領」は中国を新民主主義による国家と規定し、その第一条と第五〇条において少数民族との団結を謳い、民族政策については区域自治の制度をとり文化的自治を認めることとした。³その後、新民主主義は、一九五三年六月、過渡期の総路線をもって事実上のピリオドが打たれるまで中国の基本的な方針とされた。

チベットに対する建国以来の共産党の姿勢は、一九五一年五月二三日に調印された「中央人民政府とチベット地方政府のチベット平和解放に関する協約」、いわゆる「十七条協約」の文言に垣間みることができる。本協約は、第一条において「チベット人民は中華人民共和国の祖国の大家族の中にもどる」と規定したうえで、諸権利について、「中国人民政治協商会議共同綱領の民族政策に基づき、中央人民政府の統一的指導の下、チベット人民は民族区域自治を実行する権利を有する」（第三条）、「チベットの現行政治制度にたいしては、中央は変更を加えない。ダライ・

ラマの固有の地位および職権にも中央は変更を加えない。各級官吏は従来通り、職につく」(第四条)、「中国人民政治協商會議共同綱領が規定する宗教信仰の自由の政策を履行し、チベット人民の宗教信仰と風俗習慣を尊重し、ラマ寺廟を保護する。寺廟の収入には中央は変更を加えない」(第七条)、「チベットに関する各種の改革を、中央は強制しない。チベット地方政府はみずから進んで改革を進め、人民が改革の要求を出した場合、チベットの指導者と協議の方法をとってこれを解決すべきである」(第一条)と定めていた。⁴⁾以上の文言から判断すれば、この時、中央人民政府は明らかに共同綱領と新民主主義の考え方に則り、チベットとの関係を処理しようとしていたと考えられる。

しかし、言葉の背後にある現実注目しなければならない。一九五一年には人民解放軍がラサ⁵⁾に進駐していた。そして、その翌年、ラサにおいて人民解放軍駐留部隊に対する初めての武装反乱、いわゆる「人民会議事件」が発生した。この武装反乱が生んだ衝撃波はたちまち北京にも到達し、毛沢東ら中央の指導者に大きな衝撃を与えとともに、新民主主義の基本方針を根底から揺さぶった。そのため、共産党の対チベット政策は新民主主義の方針、つまり各民族の団結を重視し説得と教育を中心とする方針のみによるものではなく、異なる方針に基づく政策もまた展開されたと想像しうるのである。

実際には、共産党はラサ入城以前から、ラサを中心とした中央チベットにおいて人民解放軍の影響を強く受けた公安組織による偵察・監視活動を展開すべく、用意周到に部隊を組織し、また訓練・教育を施し、チベット入りしてからは若干の注意を払いつつも少数民族地域以外の地域と同様に、「スパイ」の取り締まりや潜入・偵察、住民の監視活動を展開していた。こうした活動は、「偵察活動は公安活動の本分である」という言葉に示されているように、チベットにおける公安活動の最重要任務であった。公安活動には、このほかにも組織の保安や、治安維持といった任務も含まれていた。本稿における公安活動という言葉は、これらの活動を指すものとする。

説得によって穏健に改革を实行しようとするものと公安組織を投入し、住民を監視し偵察活動を行うこととの間に

は隔たりがある。共産党は新民主主義を基本方針とし、民族の融和を主張しつつも、かつての国民党支配地域において行われていたものと類似する公安活動——ある種の革命戦争の延長——を展開しており、現実には、敵を扱うのと類似する方法によってチベットを扱っていた。本稿の着目する公安活動は、こうした力の側面——敵を扱うのような方法——を象徴しているといえる。共産党は一方では、新民主主義を、つまり少数民族との団結を是とし、区域自治を認め、言語・文化・風俗・習慣を尊重し「友愛によって合作する大家庭」を築こうといひながら、他方では「必ず占領し、また人民民主のチベットへと改造しなければならぬ」という。このように矛盾するかにみえる志向を有する方針をいかに理解すればよいのだろうか。この点を明らかにすることが、本稿の課題である。これは建国時期において、共産党がチベットをいかに中国のなかに取り込もうとしていたのだろうか、という問題につながる。

この時期の共産党の民族政策について論じた主要な先行研究には、以下のようなものがある。『民族で読む中国』⁽⁸⁾において星野と国分は、中国の民族政策全般について「建国から一九五七年までは比較的穏健な民族政策が採用されたが、一九五七年後半から民族融合論が急激に強まり、一九六二年前後に若干の修正が見られた」と論じ、「この時期区分は、多くの中国の研究者によっても採用されており、細かな点においては若干の相違がみられるものの、大枠においてこれを通説と看做すことが出来るであろう」と述べている。⁽⁹⁾『周縁からの中国——民族問題と国家』において毛里は、民族政策全般に関する議論をしたうえで、チベット問題に関して「一九五四年までのチベット政策（中央チベットだけでなく、周辺チベットも含む）は比較的穏健で、上層統一戦線政策を中心に、『統一チベット』をじっくりめざすことを基本にしていた」と論じたうえで、人民解放軍のラサ進駐や一九五二年の人民会議事件についても考察を加え、本事件は「現地指導部だけでなく、北京中央にとってもショック」であり、「チベットは特殊で中共にはまだ基盤がない、と改めて認識」させ「中央チベットでは、土地改革は延期され、チベット軍の変容も見合わされ、軍政委員会も作らず、当面そのまま様子を見ることとなった」と論じている。⁽¹⁰⁾本稿が扱う時期を含むチベットの主要な

通史については A. T. グルンフェルド [A. Tom. Gunfeld] の *The Making of Modern Tibet*⁽¹²⁾ や M. C. ゴールドスタイン [Melvyn C. Goldstein] の *A History of Modern Tibet, The calm before the storm, 1951-1955*⁽¹³⁾ が挙げられる。グルンフェルドは、一九五〇年代、「(共産党は) できるだけチベット社会をかき乱さないように専心し」、この時代の「諸事件の総括を試みる中で浮かび上がった証拠は、……中国の『植民地』支配は非常に暴虐かつ残酷だった……というダライ・ラマが何度も語った見解は、まったく正しくなかった」(括弧内・中略―筆者) ということであると述べ、暴動以前の関係を「ハネムーン」と形容している⁽¹⁴⁾。またゴールドスタインによれば、五〇年代のチベットは、伝統的な社会から社会主義社会へと変容を遂げていった時代であり重要であるにもかかわらず、これまで論じられてこなかったという。彼は一九五一年から一九五五年までの時期、「チベットは平穏で、宗教的、非宗教的を問わず制度は無傷で、小学校建設といった変革が進んだ」と述べ、「中国とチベットの協力と親善のクライマックスであった」と論じている⁽¹⁵⁾。しかし、これらの研究はあくまで通史であり、上述のような問題意識に基づき、中華人民共和国建国初期の共産党の対チベット政策を検討したものは見当たらない。その最大の理由は、資料の不足であった。これらの先行研究では、内部資料である『中共西藏党史大事記一九四九—一九九四』⁽¹⁶⁾ や『当代中国的西藏』⁽¹⁷⁾ などが用いられてきたが、いずれも左に示すような、共産党の組織史や公安に特化するものではなかった。それゆえ、本稿で行うような議論はなされてこなかったのである。

しかし、右述の先行研究が発表されたのち、多くのチベットに関する共産党の内部資料が利用可能となった。例えば、『中国共産党西藏自治区組織史資料 一九五〇—一九八七(内部発行)』⁽¹⁸⁾ や『西藏公安大事記 一九五〇—一九九五(内部資料・注意保存)』、『毛主席对西藏工作的部分指示 附:若干歷史資料(内部文件)』、『和平解放西藏・昌都战役歴史文献資料選編』、『中共西藏地方党组织織史志稿 一九五〇—一九九四』⁽²¹⁾ といった内部資料が閲覧可能となったのである。これ以外にも、近年、チベットへの進軍に従事した人民解放軍兵士の日誌や記録なども相次いで出版されて

いる。例えば、『第二次長征…進軍西蔵、解放西蔵記実』⁽²²⁾や『進軍西蔵日誌 一九五〇—一九五二』⁽²³⁾がある。これら二つの出版物は、当事者による記録であるため、公安要員を含む人民解放軍部隊が進軍してゆく様子を理解するのに頗る有益である。本稿は、こうした近年利用可能となった資料、特に共産党の内部資料に依拠し、右述の問題に答えようとするものである。

以下、第二章では、共産党が恰も敵を扱うかのようにチベットを扱っていたことを象徴的に示していると考えられる公安活動を担った共産党組織の設立過程のあらましを概観する。第三章では、一九五一年一〇月に人民解放軍の指導機関がラサに到着するまでとそれ以降に時期を分けて公安組織の活動を考察する。そして最後に、共産党の対チベット政策にみる二重性をいかに理解すればよいのか検討し、これを終章としたい。

二 西蔵工作委員会と公安組織

(一) 西蔵工作委員会

共産党は来るチベット占領の時に備え、党組織や公安組織を設置し、訓練を施していた。建国直後の一九四九年一月二三日、毛沢東は彭徳懐と賀竜、習仲勲、劉伯承に宛てた電報で「一九五〇年の秋か冬に、チベット問題を解決しなければならぬ。チベット問題は出兵することなしに解決しえない」と述べるとともに、西北部では西南部よりも早く戦いの決着がついたこと、また聞くところによれば青海からチベットへと至る路は平坦であり進軍しやすいこと、そしてパンチエン一派が青海にいることを理由とし、チベット問題を解決するにあたっての第一義的な責任は中共中央西北局が負い、中共中央西南局は第二義的に責任を負うこととする旨を通知した。⁽²⁴⁾これを受け、西北・西南

の両局において、進軍に向けた準備が着々と進められてゆくこととなった。ところが、この指示は翌年一月二日、モスクワにいた毛が中央と彭徳懐たちに宛てた電報において、くつがえされることとなる。毛は「新疆と青海方面からのチベットへの進軍は大変に困難である。よってチベットに向けた進軍と処理の任務は西南局の責任の下で行う」と述べた。そのため、以後、西南局が主要な役割をはたすようになる。同電報では、「チベットの人口は確かに少ない。しかし、国際的に極めて重要な位置を占めている。われわれは必ず占領し、また人民民主のチベットへと改造しなければならぬ」とも述べられていた。⁽²⁶⁾ 毛の一連の発言からみて、建国直後にはすでにチベットの占領と統合を目的に各種の政策や作戦が練られていたことがわかる。この目的を達成すべく、チベット政策についての最終的な決定権者であった毛沢東の指示に基づき設立された党組織が西蔵工委である。

一九五〇年一月一〇日、毛沢東は中央および西南局の書記であった劉伯承と鄧小平、賀竜に宛て電報を打ち「チベット問題を処理するためには党の指導機関を設立しなくてはいけない。名称をどうするか、また、委員の人選をどうするか、西南局において立案し中央に報告し承認を得て欲しい。この指導機関について、速やかに確定させ、すべての計画を彼ら（計画中の指導機関のことを指す）の責任とし、実際の実施計画を策定させ、西南局と中央に提出させ承認を得させるように。西南局は、半月に一度、もしくは毎月、その仕事を点検するように」（括弧内―筆者）と指示を下した。⁽²⁶⁾ 毛からの電報を受けた西南局は、受電の八日後、つまり同月一八日、一〇日の指示に対する回答として、中央軍事委員会と毛沢東、賀竜、李達に宛て「チベットにおける党組織として、われわれは西蔵工作委員会を設立することを検討している」と返電するとともに、人事計画を報告した。人事計画では、一九二九年三月、一五歳にして紅軍に参加して以来、⁽²⁷⁾ 長い軍歴を有し、当時、人民解放軍第二野戦軍第五兵团一八軍（以下、煩雑さを避けるため一八軍と記す。また、資料によっては十八軍と表記されていることがあるが、本稿においては一八軍に統一する）の軍長を務めていた張国華をはじめ、軍政委員の譚冠三、副政委の王其梅、副軍長の昌炳桂、参謀長の陳明義、軍政治部主任の劉振国、

チベット族幹部で政治協商會議の代表であった天寶ら七名が委員として指名された⁽²⁸⁾。この計画は中央の承認を受け、およそ一週間後の一月二四日、四川省樂山において西蔵工委が正式に発足した。人事は一八日の電報に示された通りであった⁽²⁹⁾。この時、中央は西蔵工委の任務を以下のように明確に示していた。「チベットを統治すること」、そして「すべての政策と実行計画の策定を担当し、これを西南局と中央に提出し承認を得る責任を負う」こと。この決定は、樂山において一月二七日から三〇日の日程で開催された一八軍の第一回党委員会擴大會議において読み上げられた⁽³⁰⁾。

同年五月一九日、中央の承認を得てチベット族の平措旺階が西蔵工委に加わることとなった。その後、更に李覚が追加され、委員は計九名となった。この内、二名がチベット族であった⁽³¹⁾。西蔵工委は、以後、公安活動についても指揮を執ることとなる。この人事において着目すべきは、委員に選出されたほぼすべてが軍系統の人間でありつつも、二名のチベット族が選出されていたということである。確かに、両名とも共産党と深い関係を有する人物であったことは確かである。しかし、チベット族の委員が選出されていたという事実からは、少なくとも形式的には民族間の融和を志向する方針が完全には放棄されていたことが推定できる。

こうした中、「平和的な」チベットの「解放」を達成すべく、統一戦線工作も繰り広げられていた。例えば、一九五〇年二月にはチベット語のラジオ放送が開始され、党の方針について繰り返し宣伝がなされたほか、同月一日には、中央の方針をダライ・ラマたちに伝えるべく、青海省人民政府の副主席がしたためた親書を携えた中国側の使者がチベット入りし、五月にラサに到着し、チベット側の政府の中枢であるカシヤ（内閣）に渡すなど、接触がはかられた。その後、六月初めに使者たちはチベット側からの返答を受け取ったようである（残念ながら、信書の内容は明らかにっていない⁽³²⁾）。こうした取り組み、例えば、ラジオ放送に関して言えば「ほんの一握りのチベット人しかラジオをもっていない⁽³³⁾」だったので、たいしてコミュニケーションの助けとはならなかった。その上、番組は現地時間の午後一〇時に放送されたが、それはチベット人はみなとうに床に就いてしまっている時間だった⁽³⁴⁾ため、あまり大きな効果はな

かったようであるが、いずれにしても説得と教育の試みはなされていたのである。こうした事実からは、他の少数民族も対象とした全体的な統一戦線の方針に連動し、チベットに対しても統一戦線の施策がとられていたことがわかる。同時に、共産党がチベットの事情をあまり把握せずに行動していたふしがあることもわかるだろう。

二月一六日、西南局と西南軍区が西蔵工委に宛てて「チベット問題（西康と四川省北西部に散在しているチベット族、および雲南省内にあるチベット族を含む）に関する多くの政策について、特に政教問題については、多方面にわたる調査が必要である。解決策を見出すため、具体的な意見を出してほしい」と電報を打った。⁽³⁴⁾ 共産党指導者たちは、自らと異なる背景を持つ地域の占領に当たり、調査の重要性を認識していたのである。調査を進めるべく、鄧小平が「進軍部隊に政策研究室を設置せよ」⁽³⁵⁾と指示を下し、二月二八日、西蔵工委が「政策研究室」を組織した。一八軍の副政治員であった王其梅が政策研究室の主任を兼任することとなり、政策研究室の主要な人事には、チベットにおいて公安工作を展開するために公安活動に通じた者、例えば、一八軍保衛部第一科科长の張向明が充てられた。同時に、チベットの状況をより深く理解し、具体的な政策執行についての提言を得るべく、研究室の構成員にはチベット語を解しチベット問題に通じる教授らも加えられた。⁽³⁶⁾ このようにして、組織の長など主要な役職には人民解放軍系統の人員を配置しつつも、専門家たちも組織に加え、チベットの状況を詳しく調査させようとしたのである。チベット族やチベットに通じる人員をもちいて、チベットの事情を学習させていたことや、後述するように公安要員にチベット語や文化・習慣を学ばせていた事実は、全国的な反革命鎮圧運動に付随する公安組織の拡充と、チベットにおけるそれとの一線を画すものであったといえる。六月初め、巴塘にあった地下党組織が動員したチベット族の党员や青年ら六〇余名もチベットでの活動に加わることとなった。⁽³⁷⁾ この後、チベット族の知識人や青年学生たちからなる研究班も活動に加わり、一八軍の前線指揮所があった康定において、天宝を団長として「西蔵工作団」が組織された。彼らは三カ月にわたる訓練を受けた後、昌都戦役に参加した。⁽³⁸⁾

こうした中、一九五〇年九月から一〇月にかけて、西北局書記であった彭德懷が中央の指示に基づき、範明を書記として「西北西蔵工作委員会」（以下、煩雑さを避けるため、西北西蔵工委と記すことがある）を設立し、チベットへの進軍に備えるよう指示を下した。これは西南局を主力としつつも、依然として西北局においても進軍に向けた準備が進められていたためである。一月二五日、西北西蔵工委が組織され、これと同時に西北民族学院分院も設立された。この後、西北西蔵工委は、一九五一年六月に甘肅省蘭州において正式に設立されることとなる。⁴⁰⁾

一九五〇年一〇月二日、甘孜において西蔵工委の下に、政策研究室と西蔵工作団を基礎として西蔵工委の工作組織である弁公室が設置され、その下に秘書科、組織科、宣伝科、保衛科、統連科からなる五つの科が置かれた。政策研究室に配属されていた張向明が保衛科科长となり、⁴¹⁾西蔵工委のチベットへの安全な進出の確保の任務にあたることとなった。⁴²⁾

一九五一年一月三〇日、李維漢が北京において西北局統戦部長兼西北民委主任の汪鋒、範明、および甘肅省委統戦部部长の牙含章と会談した。翌日には周恩来が李維漢同伴の下、彼らと接見し、チベットへの進軍にあたっては梯団（大兵団を分けた各部隊―筆者）に分け進軍するべきことや西南局の前線と連絡を取るべきこと、先発隊は一八軍の指揮下に入ることに、チベット入りした後には西南局の指導を受けることなどを伝えた。翌月一三日、中共中央と中央軍事委員会は、西北部からの進軍は、西北西蔵工委一五〇〇人（警護部隊含む）、その家族一〇〇〇人（この一〇〇〇人は後発隊とする）、パンチェン集団一五〇〇人（警護部隊含む）の計四〇〇〇人、ラバ八〇〇〇頭の規模とすることを決定したと通知した。この後、この先遣隊は「一八軍独立支隊」と呼ばれることとなる。⁴³⁾

一九五一年五月三一日、中央公安部および西南公安部、西蔵工委は、西蔵工委の下に社会部を設立することを指示した。この時、社会部を設立する目的は「慎重・穩健」（中国語では「慎重穩進」と表記される―筆者）の方針の下、内部に対する保安活動を行い同志たちの安全を保障したうえで、全力を挙げて調査研究活動を行うこと、換言すれば偵

察・情報収集活動を行うこととされた⁽⁴⁴⁾。同年一二月一日、西北方面からチベットに入った一八軍の独立支隊の幹部と一八軍の幹部および西南公安部の幹部らが会合を開き、西蔵工委社会部の設立を具体的に検討し、同月、社会部が設置された⁽⁴⁵⁾。社会部の下には、秘書・偵察・治安行政・機関保衛の四つの部門と国境地帯を所轄する公安局など五つの県レベルの組織が置かれることとなり、副部長には張向明が就任した⁽⁴⁶⁾。以後、社会部はチベットにおいて情報収集活動を展開するようになる。同月、チベットにおける党組織を一本化し支配を強化するべく、西北西蔵工委は活動を停止することとなり、人員は西南局系統の西蔵工委に吸収されることとなった⁽⁴⁷⁾。

(二) 公安組織

一九五〇年一月二日午前四時、モスクワにいた毛沢東は新疆と青海方面からのチベットへの進軍は困難であろうからチベット問題は西南局が対応するべきである、という旨の電報を中央と彭徳懐に宛てて打った⁽⁴⁸⁾。これに基づき、チベットへの進軍と対応は主として西南局が担当することとなった。同月、西南局の提案に基づき、一八軍が主力部隊となること⁽⁴⁹⁾が決定された。

進軍にあたっての主力部隊とされた一八軍の政治部保衛部部长王華は、チベットでの公安活動を開始するべく、直ちに川南地方ですでに公安任務に当たっていた政治保衛部隊を召喚し、四川省樂山において集中的な訓練を施した⁽⁵⁰⁾。三月になると、軍事大学第八分校の第一大隊第五中隊を公安組織に編入し、また二〇余名の青年学生もこれに加えた⁽⁵⁰⁾。ここに「公安隊」の萌芽が生まれたのである。この公安隊という呼称は管見の限り、一九五一年四月の出来事に関する資料に初出する⁽⁵¹⁾。それゆえ、本稿では一九五一年四月以前の記述においては公安組織と、これ以降に関する記述では公安隊と表記することとする。

一九五〇年七月二一日、西蔵工委はチベットにおける公安活動について、いくつかの指示を下した。指示の内容は

以下の通りである。辺境における活動は少数民族政策や特務との闘争、外交政策といった重大な問題と関係しているため、各レベルの党委員と公安の指導者は、必ず指導を強化するとともに、上級への報告と相談を徹底しなければならない。そのうえで、派出所や検問を設置し、基層レベルでの公安業務を強化すること。市街地において治安対策を実施すること。目下、西蔵工委保衛部と拉薩市公安局、公安分処、公安組、派出所を設ける予定であること、などである。⁽⁵²⁾これらの組織は一九五一年以降に順次設立されることとなる。

一九五〇年一月、一八軍首長と王華は、チベット入境後の公安活動の需要に因應べく、一八軍内で保衛幹部の職にあつた者全員および第一大隊五中隊の全学生を西南軍区政治部訓練班と西南公安学校に送り、公安業務について学習させることとした。これ以降も、王華は西南公安部に公安幹部をチベットに送るよう要請し公安部もこれに因應するなど、チベットにおける公安活動を強化すべく人員が強化されていった。

こうして設置された組織の顛末を簡単に見ておこう。人民會議事件を経た一九五三年八月、拉薩市公安局を含む先遣隊政治部は廃止され、公安局の人員は西蔵工委に吸収されることとなった。同年一〇月二〇日、西蔵工委は組織のスリム化を命じ、社会部の下に設けられていた秘書科や偵察科、機関保衛科、治安科といった組織の人員の定員は一〇〇人とすることとされた。⁽⁵³⁾その後、社会部は、一九五六年一月八日に一度解体され政法部に改編されるが、一九五七年七月に復活することとなる。⁽⁵⁵⁾

(三) 公安組織以外の組織

前節においては、チベットを敵として扱うための組織的な態勢が整えられてゆく様子を描いた。本節においては、西蔵工委の下に置かれた、公安組織以外の組織、つまり対チベット政策にみる二重性の片方を担った組織が、公安組織と同様に足早に整備されてゆく様子を描く。これは、共産党の対チベット政策が、現地レベルの組織においても物

理的強制力に依存するのみではなかったことを象徴するものである。

甘孜において西蔵工委の下に、政策研究室と西蔵工作団を基礎とした各種の工作組織が設置されたのと時を同じくして、一九五〇年一〇月二日、「西蔵民族学校」が設置された（後に西蔵民族学校は「西蔵族幹部訓練班」と改称された）。

西北西蔵工委では、より細分化された組織設計のもと工作機関が設置された。一九五一年六月七日、西北局組織部は「西北西蔵工委の結成と主要な幹部の配置に関する通知」「關於西北西蔵工委組成及主要幹部配備的通知」を發出し、組織部と民運部、宣伝部、統戦部、青委、婦委、財委を置くことが通知された⁽⁵⁶⁾（組織名は原文ママ）。

一九五一年一二月、西蔵工委と西北西蔵工委がラサ入りを果たした後、会合を行い、工作委員会を正式に組織することを決定した。この決定を受け、同月、秘書処と組織部、宣伝部、統戦部、社会部、民運部、政策研究室、青年工作委員会、婦女工作委員会、財政経済委員会、新華社西蔵分社、中国人民銀行西蔵分行、西蔵貿易總公司在矢継ぎ早に設立された⁽⁵⁷⁾（組織名は原文ママ）。これらの組織の設立は、十七条協約が謳うチベットの既存の制度の温存を図りつつも、共産党が自らの組織による統治を企図していたことを物語っている。一九五九年にダライ・ラマがインドに亡命し、チベット地方政府が廃されたのち、共産党の各組織がチベット統治を担った。このことを踏まえると、この時期から、本格的な統治のための準備をしていたことがうかがえる（紙幅の都合上、チベット統治のための共産党組織建設に関しては稿を改め論じることとしたい）。

この内、財政経済委員会や人民銀行西蔵分行といった財政部門を通じて多大な助成が、中央からチベットに対してなされた。一九五二年から一九五八年までの六年間における、チベットの総収入計三億九二九〇万元の内、三億五七三万元が中央からの助成であった。これは、チベットの財政収入の約九一パーセントに相当する。一九五二年に限っては、中央からの助成は一〇四六・六万元で、これはチベットの財政支出全体の二〇七・一パーセントに相当した。つまり中央からの助成額がチベットの財政支出額全体を上回っていたのである⁽⁵⁸⁾。これらの費用は、寺院の保護や

学校運営や教育にも充てられた。

各組織が設置されたのと同時に、電話と電報、そして「新聞、ラジオ番組、中国語とチベット語の書籍と小冊子といった近代的印刷物」がラサに登場した。⁽⁵⁹⁾ また、西南・西北両方面の従軍医が医療隊の主体となり、チベット自治区病院の前身となる拉薩人民病院が設立されたほか、医療従事者が養成され、獣医センターも建てられた。⁽⁶¹⁾

こうした共産党による取り組みは、建国初期において、「慎重に（民族）工作を進行しつつも、基層社会の政權建設を目指す動きは既に垣間見えて」（括弧内＝筆者）いたとする⁽⁶²⁾、全国的に共通する少数民族政策の構図と合致するものである。

三 公安活動

(一) ラサ到着まで

一九五〇年一月以降、来たるチベット進軍の日に備えるべく、準備が矢継ぎ早に進められた。一月一五日、劉伯承と鄧小平が重慶において一八軍の主要な指導幹部と会談し、一八軍に対してチベット進軍の任務を下達するとともに、鄧小平は以下のように述べた。「チベットには軍事的な問題が存在するため、一定の数の力が必要だろう。しかし、軍事と政治を比べると、政治が主要な問題である」、そして「補給の問題もある」と続け、軍事よりも政治に重きを、戦闘よりも補給に重きを置くことを決定した、と。⁽⁶³⁾

一九五〇年二月、西南局と西南軍区、第二野戦軍が共同で「チベット解放と進軍にあつての政治動員令」「解放西藏進軍政治動員令」を発出し、進軍部隊に対してチベットとの団結を図ることや共同綱領において規定される民族政

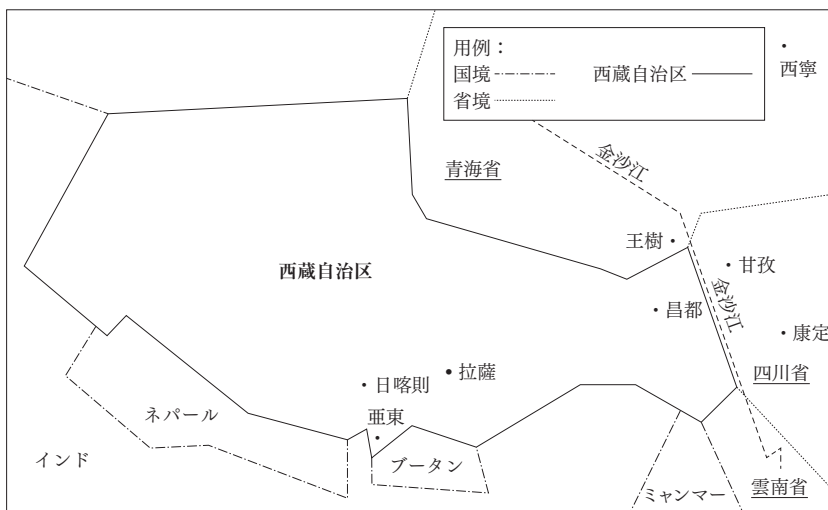
策に忠実に従うよう指示が下された。この指示は、進軍部隊において「チベットへの進軍にあたっての注意事項と準備すべき事項」「進軍西藏応注意和準備事項」といった指示とともに学習され、その中で、三大規律八項注意に基づいて行動すること、チベットの上層階級との接触を通じて広く交友を結ぶこと、共産党の主張を上層階級に理解させること、そして、チベットの同胞の文化風俗を尊重すること、売買は公正にすること、たとえ自身が凍え飢えていても住居に侵入しないこと、どんなに飢えていようとも規律を遵守すること、部隊は宗教政策を厳格に実施することが指示された。宗教政策については、許可なく寺院に入らないことやマニ堆に遭遇した際には、現地の習慣に従い向かって左側を通ること、「神の鳥」（チベットにおいて神聖な存在と考えられているハゲワシなど鳥葬を担う鳥―筆者）や「神聖な物」に触れないこと、などきわめて細かい規定が設けられ、こうした行いは共産党が宗教を消滅させようとしているとの根拠ないデマや歴史的に形成された民族間の隔たりを打ち消すにあたって重要な意義を有していると殊更強調された。⁽⁶⁴⁾これらの仔細な規定は、敵と戦うための組織と武装を整えながらも、チベットの伝統、文化、習俗を尊重する姿勢を崩してはいなかったことを物語っている。

同年七月二一日、西藏工委がチベットにおける公安活動について目下、活動は行いが、そのことについては対外的には公開しないことを決定するとともに、偵察活動に力を入れること、偵察幹部の教育に中央公安部長の羅瑞卿の報告を教材として用いることなどを指示した。⁽⁶⁵⁾このように公安活動の準備が着々と進められる中、一〇月一日、西南軍区は同月七日に金沙江を超え西進することを決定した。この決定に基づき、同月六日、西南軍区は昌都戦役開始の命を下した。翌七日早朝、張国華を司令官とした一八軍を主力部隊とした人民解放軍が金沙江を超え、昌都戦役の幕が切って落とされた。人民解放軍各部隊は多方面から昌都に向け進軍を開始し、九日には主要部隊が金沙江の過渡に成功した。以後、一九日には昌都を「解放」し、二四日には昌都周辺の地域も同様に「解放」した。⁽⁶⁶⁾かくして、中国とチベットの初めての本格的な武力衝突であった昌都戦役の幕が閉じられた。当時、東チベットの要衝であった昌都地

方にはチベット軍の三分の二にあたる七人の代本⁽⁶⁷⁾のすべての兵力と三人の代本の兵力の一部、そしておよそ八〇〇〇人の民兵団が駐留していた。⁽⁶⁸⁾この作戦を通じて人民解放軍は金沙江以西、リウオチエ県と恩達以東にあった代本以上の高級幹部二〇余人を含むチベット軍と民兵、計五七〇〇人余りを包囲、殲滅するとともに、チベット軍で働いていた元イギリス空軍の無線技士フォード [Robert W. Ford] やインド人を捕虜とした。このほか、大量の山砲や軽・重機関銃、長銃、短銃弾薬、無線装置二組、軍馬およそ二〇〇〇頭を鹵獲した。対して、人民解放軍側の損失は、金沙江渡河時の溺死者を合わせて一一四名であった。⁽⁶⁹⁾この作戦には、右述の西藏工作団の人員が参加していたほか、戦役後には、戦闘中に捕らえたフォードを捕虜として西南公安部に移送し取り調べを行うなど、公安組織も深く関与していた。⁽⁷⁰⁾フォードは公安局による取り調べを受けた後、一九五四年に中華人民共和国への不法入国およびスパイ行為を働いた罪、チベット独立運動に加担した罪、愛国活仏ゲダを殺害した罪で禁固一〇年の有罪判決を受けるも、最終的には国外追放処分を受けた。⁽⁷¹⁾もつとも、本人は自身の回顧録『赤いチベット』において、イギリスのスパイであったことも、ゲダ殺害の犯人であったことも否定している。

昌都戦役の翌月、易野源をチベットに派遣しチベットにおける公安活動の拠点を設置させるなど、西南公安局は偵察活動を強化すべく、引き続き積極的な活動を展開した。⁽⁷²⁾ラサへの進軍が迫った一九五一年一月、西藏工委と一八軍は「進軍守則三十四条」を定めた。これらの規則に含まれていたのは、以下の事項である。一切の宗教施設に対して勝手なことをしてはいけない。寺院を保護しなければならない。ラマが従軍を希望した場合であっても、その者を留めてはならず寺院に戻るよう説得しなければならない。寺院を見学する際には、痰を吐いたり放屁したりしてはならない。寺院の傍で魚を獲ったり、猟をしたり、鷹を狩ったり、と殺をしたりしてはならない。西藏工委の批准を受けた内容についてのみ宣伝すること。土地改革や階級闘争について宣伝してはならない。迷信や宗教を批判してはならない。寺院に住みついてはならない。チベット人が「ハダ」(チベットにおいて祝賀などの際に贈られる白色や黄色の長方

図1 チベット地図



出所：『和平解放西藏・昌都戦役歴史文獻資料選編』をもとに筆者作成。本図は、あくまで概念図であるため縮尺・距離など一部正確ではないところがあることに注意されたい。

形の絹布（筆者）を贈ってきた際には、「ハダ」を贈り返すこと。チベットの旧来の行政職員は継続して任用すること⁽⁷³⁾——要するに、チベット人との融和を目的とした行動規範に従うよう、進軍に参加する人員に指示したのである。こうした細かい規則は、例えば、オナラをしないといった内容が重複していることから、「少数民族政策の嚆矢」といえる「中央民族訪問団」（以下、煩雑さを避けるため、訪問団と記すことがある）、特に一九五〇年七月に西南方面に派遣されチベット族とも接触した西南団に与えられた『中央訪問団の任務、工作方法和守則』という文章の「守則」部分を基礎としていると考えられる⁽⁷⁴⁾。建国直後の国家の基本的な形さえ盤石であったとは言えない時期において、かくも細かな民族融和のための規定を設けていたことは、いかに少数民族政策を重視していたかを傍証するものであろう。

こうした中、ダライ・ラマから、解放軍がこれ以上、進攻をしないという条件のもと中国側と交渉する権限を与えられたンガプー・ンガワン・ジクメを代表とするチベット側の代表五名が北京に到着し、一九五一年四月二

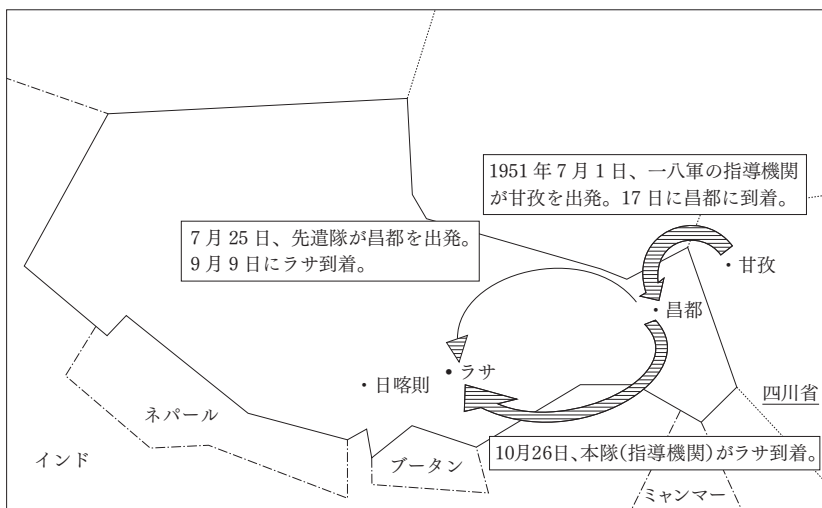
八日、周恩来主催の歓迎の祝宴が開かれた。⁽⁷⁶⁾ 祝宴の翌日から五月二二日まで、途中、五一節（労働節）の途中休憩をはさみつつも、計六回の交渉が行われた。この時の中国側首席代表は李維漢であった。二〇日以上にわたる交渉のうち、五月二三日、北京の勤政殿において七条協約の調印式が執り行われ、⁽⁷⁷⁾ 「チベット人民は中華人民共和国の祖国の大家族の中にもどる」ことが規定された。

中国側の記録によれば、ンガプー・ンガワン・ジクメは、比較的素早く中央側のチベット政策の方針を受け入れたと記録している。⁽⁷⁸⁾ しかし、これについてダライ・ラマは「アボ（ンガプー・ンガワン・ジクメ）は長期間、中国側の囚人になっていた」、「いかなる助言からも孤立状態におかれ、ついに、強制に屈して、彼ら（代表団）はその文章（七条協約）に署名した」（括弧内＝筆者）と述べている。以後、ンガプー・ンガワン・ジクメは、比較的、北京と近い関係を保ち、一九五二年には、張国華の第一補佐に任命されたほか、一九五九年には、西藏自治区準備委員会の副委員長に就任した。⁽⁷⁹⁾ 後述する人民会議事件においても、「人民会議」の構成員より自宅に向け発砲されていることや人民解放軍の手厚い保護を受けていたことは、北京との距離感を物語っているだろう。

進軍に当たって公安隊は、軍事資金の運搬といった任務も担当していた。一九五一年七月一日、軍の要請を受けた公安隊はチベットで必要となる軍資金として、二〇〇〇斤の黄金を甘孜からラサまで安全に運搬するという任務を与えられた。記録によれば、ラサまですべての資金を無事に届けることができたようである。⁽⁸⁰⁾

一九五一年七月一日、張国華と譚冠三率いる一八軍の指導機関が甘孜を離れラサに向け進軍を開始し、およそ二週間後の同月一七日、昌都に到着した。⁽⁸²⁾ この進軍には、交渉のため、北京を訪れていたチベット政府のンガプー・ンガワン・ジクメも同行していた。⁽⁸³⁾ 七月二五日、王其梅率いる一八軍の先遣隊が昌都を離れてラサに向けて進軍を開始した。この先遣隊には、拉薩市公安局の設立を担う楊正凡と宋子元率いる公安幹部二〇余名が、先遣隊政治部所属の人員として同行した。こうした幹部の主要な任務はラサの状況把握と組織の保衛であった。この時も、ンガプー・ンガ

図2 進軍経路



出所：『西藏公安大事記 1950～1995（内部資料・注意保存）』および『和平解放西藏・昌都戦役歴史文献資料選編』をもとに筆者作成。前図同様、縮尺・距離など一部正確ではないところがあることに注意されたい。

ワン・ジクメが同行していた。八月二四日、ラサに入城していた中国側の在ラサ代表張経武將軍が、「先遣隊が注意すべき事項に関する意見」「対先遣支隊応注意事項我的建議」を先遣隊のラサ到着にあたって提起し、その中で物品を購入する場合にはまずは現地の状況を理解しなければならぬことや部隊が外出する際には、三人一組とし、匪賊や特務から身を守るべきであるといったことが指示された⁽⁸⁴⁾。この時、張経武はインド経由でチベット入りし、亜東（ドモ県）でダライ・ラマとの会談を済ませ、先立ってラサ入りをはたしていたのである。ダライ・ラマはこの時の様子を「私たちの心に何があるのかを知らない人が見たら、会見は終始完全に真心のこもったものに見えたであろう」と回想している⁽⁸⁵⁾。

一九五一年九月九日、一カ月半ほどの行軍を経た先遣隊、およそ三〇〇〇人がラサに到着し、公安隊のエージェントたちは直ちに活動を開始した。遅れること一カ月半、張国華率いる一八軍の各機関が約三〇〇〇人の兵士を伴いラサに到着した⁽⁸⁶⁾。進軍の過程では、

道中の各地において医療行為も行われた。以後、五つの医療隊がチベット入りし、チベット入境初期の医療体制の基礎を担うこととなった。⁽⁸⁷⁾

時に一九五二年一月二十六日、西藏の人々とは異なる文化的、政治的、社会的背景を持つ六〇〇〇余名の部隊が、本格的にラサ駐留を開始したのである。

(二) ラサ到着以降

張国華たちのラサ到着後、一九五二年一月に「中国共産党拉薩市委員会」(一九五三年一月に廃止される)が発足し、これと同時に楊正凡を局長に拉薩市公安局、そして四つの派出所が設置された。しかし、対外的には拉薩市公安局や派出所といった組織の存在は秘匿され、彼らは一八軍先遣隊政治部の名で活動することとなった。これは一九五〇年七月二一日、昌都においてに西藏工委が発出した「チベットにおける公安活動に対するいくつかの具体的意見」⁽⁸⁸⁾「対西藏公安工作幾点具体意見」において、以下のように指示されていたためと考えられる。「われわれはチベットの状況に関して、きわめて浅い理解しか持ち合わせていないし、各種活動についても未だ経験していない。そのため、すべて一から学ばなければならない。……もしも、強力な公安活動と保衛活動が存在しなければ、敵に効果的な攻撃を加えることはできないし、反革命を鎮圧することもできない。そして国防を強固なものとすることも叶わない。しかし、チベットにはそもそも組織化された機構が存在していなかったし、反動的政府の影響も色濃く残っている。(チベットの)人民に不要な誤解を与えぬよう、……公安という名は対外的に用いないこととする」(括弧内・中略|筆者)。

かくして、一九五二年一月、ラサに公安局が秘密裏に設置されたのである。ラサに到着後、部隊に同行していた公安隊の幹部たちは偵察・情報収集活動を行うとともに、党組織内部での保安活動も開始した。⁽⁸⁸⁾

このように公安活動の基礎が着実に固められてゆくのと同時に、ラサ市内では大問題が生じていた。先遣隊と本隊

合わせておよそ六〇〇〇人、そして、後からやってきた八〇〇〇〜一万人の兵士、最大で合計一万六〇〇〇人あまりの人民解放軍将兵がラサに駐留することとなったため、ラサの人口が激増し、食糧不足が生じていたのである。一月五日の西南局と西南軍区からの「しっかりと生産活動を行うことは、チベット進軍部隊の長期的な主要な活動の一つである」という指示は、こうした事情に鑑みて出されたものだろう。この指示に基づき、公安隊と公安幹部たちはラサの西方に赴き張國華の駐留部隊とともに農業生産活動に従事することとなった。この公安隊による生産活動は一九五二年に至っても続けられ、六月には荒野を切り開き、ラサの西方に「七一」と「八一」農場を建設し、三分の一の食糧を自給していたと記録されている。こうした様子は「片手にツルハシ、片手に銃」の特殊な任務であったと説明されている⁽⁹⁰⁾。

このように人民解放軍の駐留は食糧問題をはじめとした種々の混乱を、ラサ市内に持ち込んだ。この状況についてダライ・ラマは、「中国側は家々を徴用したり、買い上げたり、賃借したりした⁽⁹¹⁾」ほか、二〇〇〇トンもの大麦の「借用⁽⁹²⁾」を要求した。こうした要求とラサの人口激増によって、食糧穀物価格が一〇倍にも暴騰し、例えば、「バターは九倍、一般商品は二倍から三倍も値上がり」したと述べ、「ラサの人々は、初めて彼らの記憶にもない飢餓状態に陥った。中国軍に対する彼らの忿懣は増大し、子供たちはスローガンを叫び、中国兵に対して石を投げつけながら歩き回るようになった」と回想している。こうした状況に直面した対中国強硬派の俗人首相ルカンワは、これ以上、食糧を供給することができない旨を張経武に伝えた。すると、張は「チベット政府は、中国軍を、チベットに駐屯させるといふ協定（十七条協約）に署名した。だからチベット側は中国軍に宿舎と補給物資を供給する義務がある」、「……帝国主義者の支配からチベットを守るためにきているだけである。……（チベット人が）自分の国境は自分で守れるようになり次第、自分たち（人民解放軍）は中国に帰るだろう」（括弧内・中略・筆者）と返した。これに対してルカンワは「チベットを援助するためにきたという將軍の保証にもかかわらず、中国側はいままで、全く助けるような

ことはしていない。それどころか、中国軍の存在自体がわたしたちにとって深刻な苦しみとなっている。あなた方の行動のほとんどが人々の怒りと忿懣を増大させるばかりである」と反論し、「解放軍が出て行かないのなら、われわれが飢えてでも解放軍を飢えによって追い出さなければならぬ」とも主張した。この時の状況について毛里は「自給自足でひっそりと暮らしているチベット社会では強奪も借用もさして違いはなかったのである」、「外界と隔絶していた宗教世界に、軍隊と政治権力をもった新勢力が突然押し入ってきたのだから、経済的・社会的混乱や感情的衝突は避けがたかった」と指摘したうえで、こうしてもたらされた物資不足と飢餓、インフレーションが人民会議事件の引き金を引くこととなったと論じている。⁽⁹⁵⁾以後、ルカンワは「もし、あなたが人の頭を殴って、頭蓋骨を割ったら、あなたは相手が友好的であることを期待できるか」といったさらなる強硬発言を重ねてゆき、ついに中国側を激怒させることとなった。人民会議事件を経たのち、張経武がダライ・ラマとカシャに対して彼を解任するよう要求し、これを受けカシャもダライ・ラマに対して彼に辞職を要請すべきであるとの意見を伝えるにいたったため、ダライ・ラマはルカンワに辞職を要請するという苦渋の決断をせざるをえなくなった。かくして解任されたルカンワであったが、インド亡命後はチベット亡命政府の首相を務めた。⁽⁹⁶⁾

一九五二年一月三日、西藏工委は「地方の公安活動に関する基本的意見」「対地方公安工作初步的意見」を発表し、その中で「社会状況の調査から着手すること」、「調査活動の対象は」中層と上層を主とし、下層階級に対しては機会を見て行うこととする⁽⁹⁷⁾（括弧内＝筆者）と示した。つまり活動の対象を、中層と上層階級に絞ることとしたのである。これは、「十項目方針」⁽⁹⁸⁾について一九五〇年五月二十九日に毛沢東が李維漢に宛てた電報⁽⁹⁹⁾で殊更「チベットの指導者」という言葉を挿入し交渉の対象をチベットの指導者とするという方針を示し、十七条協約においても、そのように規定されたことによるものと考えられる。こうした統一戦線の対象を少数民族の中上層階級に絞るという方針は、チベットに限ったものではなく、建国初期の民族工作に共通してみられるものであった。⁽¹⁰⁰⁾このことは、特殊性を有するチ

ベット政策であっても、その他の少数民族を対象とした政策から完全に切り離されていたわけではないことを示唆している。

また、張経武は、自身の軍の幹部にチベット語教育を施すことが、毛沢東の慎重・穩健な政策に必須と考え、チベット語学校を開設することとした。しかし、この考えに対して、西藏工委、とくに西北局出身のものから反対意見が出たようである。曰く、チベット語は中国語や英語のように完成された言語ではないため、チベット語の学習は時間の無駄である、というのである。しかし、こうした反対意見に対して、西藏工委の構成員の大部分は大漢族主義的であるとの批判を加えた。かくして、ラサ川のほとりに位置する解放軍の駐屯地に隣接した公園に学校が置かれることとなり、同月十二日には、チベット語の授業が開講し、人民解放軍とともに進軍してきたチベット人やラサの知識人と官僚からなる四〇名ほどのチベット人教師の下、八〇〇人余りの人民解放軍の将兵がチベット語の授業を受けることとなった。⁽¹⁰⁾

一九五二年一月二二日、全国的に展開された三反運動の大波が中央チベットにも打ち寄せはじめ、ラサに至るまでの行軍の過程における規律違反や方針に反する行為についての検査が行われた。同日、西藏工委社会部は直属の各機関に対して、組織内の警戒を強化し、警戒レベルを高め「反動分子」による擾乱や爆破、放火、窃盗といった事件の発生を防ぐように、そして機密文章の保安を強化するようにと指示を下した。⁽¹¹⁾ こうした指示からは当時、緊張が高まっていたことが推定できる。事実、この時点ですでに人民会議なる組織が活動していた。

このように緊張が高まっていた時期であったが、共産党はチベット側と協力し、北京からの支出によって、ラサに小学校を建設しようと試みていた。以下、ゴルドスタインの整理に沿って、小学校建設プロジェクトの進展過程を概観しておきたい。これは党がチベットに対する説得と教育を重視していたことを物語っている。当時、子弟が近代的な教育を受けることを望むチベットの上層階級は、彼らをインドのダージリンやカリンポンに送っていた。共産党

はこうした状況を改革すべく、新たなチベットの教育システムを構築しようとしていた。近代的教育を受ける機会をチベット人に与えることは、近代化や社会主義化、そして中国そのものに好意的な傾向を有する青年群を育てることにつながると思われたため、政治的に極めて重要であるとされたのである。

中国側は、小学校建設を単に、西藏工委の学校で終わらせてしまうのではなく、中国とチベット共同の学校にすることを重視していた。それゆえ、各段階において、チベット人が関与するようにし、例えば、ンガブー・ンガワン・ジクメをはじめとした重要なチベット人士五〇名程を集め会議を開き、計画について話し合いの場を持った。会議ののち、必要な物資の調達など具体的な分担が定められ、開校は一九五二年四月とされた。準備は順調にすすみ、二月には、ラサ市中心部にある学校に丁度よい物件がダライ・ラマから払い下げられることとなった。しかし、教材やカリキュラムについては、問題が生じていたようである。カシャの一部が、教育内容はチベット側の管理下にあるべきであり、カリキュラムには宗教的な内容が含まれるべきであると主張したのである。対して、中国側は、教科書の内容は党の方針に沿うものである必要があると主張した。本問題は、ンガブー・ンガワン・ジクメの提起によって、中国側がカシャの承認を得ることなく、進めることで決着し、この時点では大問題とはならなかったようである。また、費用に関しては中央人民政府が負担することとされた。この小学校建設プロジェクトは、後節で論じる人民会議事件をへて反対運動に直面することとなったものの、無事、一九五二年八月一日に開校を迎えることができた⁽⁸⁸⁾。以後、日喀則や江孜、亜東などチベット各地に小学校が中央の負担によって建設され、一九五六年九月二日には、ラサに中学校も開校された。一九五八年末までに、公立の小学校が合計一三校、中学校が二校、小学校付属の初中級班が二班設置されたのみならず、農奴の子女であっても入学することができるよう、小学生には毎月三五銀元、中学生には四五銀元の給付型奨学金が支給されるようになり、学用品や学費のほとんどは中央から提供された⁽⁸⁹⁾。その甲斐あって、学徒は順調に増加し、一九五七年七月の時点で、小学校の学童数は六〇〇〇人に達した⁽⁹⁰⁾。

(三) 人民会議事件

一九五二年三月、人民解放軍のラサ駐留開始後初めての武装反乱である人民会議事件が発生した。この事件を引き起こした人民会議なる組織は、一九五〇年一月、昌都戦役の勃発を受けダライ・ラマが亜東に逃れた後、チベットの中華人民共和国への編入に反対する商人や寺院の責任者、僧侶といった者たちが、ルカンワや僧侶ロサン・タシ——共産党のいうところ「チベットの上層反動分子」——の支援の下、組織したグループである。⁽¹⁰⁾人民会議は、一九五一年八月、ダライ・ラマが亜東からラサに戻ってきた際には、カシャの承認を経て「人民の代表」として彼を出迎えるなど公然と活動をしており、決して地下組織のようなものではなかった。

人民会議事件が発生する前、西蔵工委はすでに同会議メンバーの活動に危険な兆候を見て取り、偵察活動を行っていた。三月四日、西蔵工委社会部保衛科幹部はチベット語教育班で教育を受けたものを軍幹部や各機関の護衛に当たらせるとともに、三名の公安幹部率いる三班体制でンガプー・ンガワン・ジクメの警護に当たらせられたほか、同日、社会部偵察科は人民会議内部にスパイを潜り込ませることに成功し、組織の誓約書や規約を入手した。⁽¹¹⁾

こうした中、ついに人民会議事件が発生した。事件のあらましは以下の通りである。一九五二年三月一日、人民会議のメンバーが請願書を作成し、十七条協約への反対や人民解放軍の撤収を求めデモを行った。三月三十一日、カシャはこの請願書を人民解放軍の張経武に提出し、三名の人民会議のメンバーが張の居所に無断で侵入し接見を要求した。四月一日には、カシャのカルン（俗人大臣）数名が三人の人民会議の構成員を引き連れ、再び張経武に同様の要求をするるとともに、二〇〇〇余名が秘密裏に西蔵工委および外事処、人民銀行を取り囲み、またンガプー・ンガワン・ジクメの住居に向け発砲するなどした。事件が発生すると、張経武は直ちにダライ・ラマに対してカシャに反乱をやめさせるよう命じることを要求した。四月一日、そして四日にも同様の要請を行い、繰り返し人民会議のメン

バーを取り締まるよう要求した。これ以降もこうした要請は繰り返しなされ、一五日にはダライ・ラマに二名の宰相——ルカンワとロサン・タシ——を解任するよう迫った。こうした要求と並行して、事件に対する捜査も続けられ、四月二七日、公安局は五〇名余りの人民会議のメンバーを逮捕し、主要なメンバーを尋問した。五月一日、最終的にカシャが中国側の要求に応じ、人民会議を非合法組織と宣言し取り締まることを宣言し、事件に一応の決着がついた。これ以降も、例えば九月十三日には社会部偵察科の偵察員がチベットの辺境部で三人の人民会議の構成員を捕らえるなど人民会議に対する捜査は継続された。翌年に至っても偵察・搜索は継続され、一九五三年一月、社会部が「一九五三年の公安活動計画」「一九五三年公安工作的按排」を発表し、全区各級の公安組織が偵察活動を続けなければならないこと、広く交友関係を結び重要な場所に偵察能力を配置しなければならないこと、引き続き人民会議に目を光らせなければならないこと、そして秘密裏に各区において戸籍調査を実施し住民を監視することを指示した。

人民会議事件勃発に対する毛沢東の反応は早かった。事件のさなかの一九五二年四月八日、事件の発生を知った毛沢東は中央名義で西南局と西藏工委に宛てて電報を打ち、以後、チベットに関する事項の一切——政治、軍事、外交、貿易、宗教、文化——についての交渉や話し合い、問題の処理は中央が決定すると通知した。この電報には、「最近ラサに小学校を建設したそうだが、報告もなければ指示も仰がれていない。これは誤りである」とも記されていた。⁽¹⁰⁾ この電報からは、毛がチベットに関して、これまで以上に自身が主導で対応にあたるべきだと考えていたこと、そして、教育を重視していたことがわかる。五月一九日にも、再び西藏工委に対して「改めて指示する。あなたたちとチベット人民が関連する各種の活動は、すべて事前に中央に報告、承認を得てから、実行に移すように」と念を押していることから、人民会議事件が与えた衝撃の大きさを理解することができる。こうして人民会議事件以降、チベット問題に関しては、より些細なことであっても毛沢東主導で処理されることとなり、同時に、中央チベットにおいては土地改革といった改造のモラトリアム——一九五九年のラサ大暴動以降まで延期——が実施されることとなった。⁽¹¹⁾

それゆえ、人民会議事件は、共産党の対チベット政策における一つの転換点といえるだろう。この人民会議事件は、毛沢東をはじめとした中央の指導者に大きな衝撃を与え、「チベット武力解放の決定自体毛沢東の裁断だったが、人民会議事件でチベット問題の重大さ、むずかしさを認識した毛沢東は、問題のすべてを自分が決めるようになった」⁽¹⁸⁾のである。

四 おわりに

共産党の指導者たちは、チベットに向き合う際、友愛や説得・教育を重視したのか、もしくはむき出しの力を重視したのだろうか。この問題は、一九五九年のラサの大暴動、そして今日にも続くチベットをめぐる諸問題の根源である。実際には、公安活動が常に先行し、その対象は一般のチベット族にもおよんでいたことは右述の通りである。この事実を踏まえ、本稿の扱った時期における共産党の対チベット政策を歴史的にみると、まず先行研究で論じられてきた少なくとも一九五〇年代中盤までは比較的穏健な政策がとられていたという議論は修正されなければならない。たしかに、「ハネムーン」の最中であっても、共産党は外国勢力や党に歯向かう組織を力によって排除したであろう。しかし、その矛先はチベット族の一般住民にも向いていたのである。共産党にとっての敵——外国勢力や反党組織——に対して公安組織を投入すること、民族団結のパートナーたるチベット族一般に対して公安組織を投入し監視・偵察活動を行うことは、同義ではない。

であるならば、党と政府は完全に力に頼っていたのであり、民族団結の方針やそれに基づく諸政策は単に見せかけであった。チベットの文化や習慣の尊重と保護は単なる甘言にすぎず、共産党はチベットを騙すつもりであったと結論してよいのだろうか。たしかに、一九四九年十一月の「チベット問題は出兵することなしに解決しえない」という

前掲の毛沢東の言葉も、この結論を支持するように見える。

しかし、公安活動のみに傾倒し団結を重視した新民主主義に基づく方針を完全に放棄していたわけではないこともまた事実である。それは、指導者の発言や政策の実施から読み取ることができる。例えば、憲法草案についての一九五四年九月一五日の報告において劉少奇は、「少数民族の風俗や習慣を尊重しないこと」や「少数民族地区での工作において、少数民族幹部を尊重しないこと、彼らと相談することなくことを進めること」などを具体例として挙げ、大漢民族主義は民族の団結を破壊するものであり、われわれの国家制度は、これを認めていないと批判した⁽¹¹⁾。この方針は、繰り返し主張され、毛沢東も一九五六年の「十大關係を論ず」のなかで、「漢民族と少数民族の關係について、点検しなければならぬ。二、三年前にいちど点検したが、現在もういちど点検するべきである。もし關係が不正常なものがあるならば、ただ口さきでいうだけでなく、調整しなければならぬ。現在多くの人が大漢民族主義はよくないという。いうことはたいへんに結構なことだが、實際はそうしていかない」と述べ、「われわれは大漢民族主義に反対することを重視する」と明確に宣言している⁽¹²⁾。このほか、周恩来たち中央の指導者も、大漢民族主義を戒める発言をしてきたことから、建国当初、大漢民族主義の否定は共産党の全体的な方針であったことがわかる。

また、その任務を「民族団結を強化し、各民族の困苦について理解する、歴史上初めての各民族に対する平等友愛的な訪問⁽¹³⁾」を実施することと規定された訪問団を毛沢東自らが構想し、その出発に際して接見していたことも忘れてはならない。また、李維漢の「訪問団の主要な任務は交流を通して民族間に睦まじい關係を築くこと⁽¹⁴⁾」あるという発言も、民族融和を、毛沢東はじめ共産党指導者たちが真剣に考えていたことを物語っている。

多大な労力と費用を費やし公安組織を建設し監視・偵察活動を行っていたのと同様に、多大な労力と費用を費やし訪問団を送り出すといった民族融和のための施策をとっていたということもまた事実なのである。それゆえ、民族融和を単なる甘言であったと断定することはできないように思われる。

要するに、一見矛盾する二つの志向をもったアプローチが同時進行するという二重性があったのである。この構造はいかにして生まれたのだろうか。そして、それをどのように理解すればよいのだろうか。一般に、矛盾した志向を持つ政策が同時に実行される場合、その原因は政策過程に関わる部門間や関与者間の水平的もしくは垂直的な対立、あるいは未調整に求められる。では、本稿で論じた二重性は、異なる部門間の対立や北京にある党中央と現地にある組織間の方針をめぐる齟齬によって生じたのだろうか。

本稿は毛沢東と現地の機関、いずれのレベルにおいても、公安活動に象徴される力の行使に際して、それが表看板に掲げた各民族の融和を目指す新民主主義の方針と相違するものであるとの認識が存在しておらず、これら二種類の志向をもった政策は不可分一体のものとして共存し得たと考える。一見矛盾する志向を有した政策を意図する発言は、建国当初よりチベット政策決定においてイニシアチブをとってきた毛沢東自身、つまり一人の指導者の口から発せられたものであった。この事實は、二重性の起源を関与者間の対立や未調整に求められるものではないことを示している。かくして、力に依存を志向する方針をとりつつも、新民主主義に基づく方針も効力を失わず、かつ両者が分かちがたく結びつくという意味での二重性が生じたのである。

しかし、共産党側の意図がいかなるものであれ、人民解放軍の進駐や各種の活動、そして協約は、既存のチベット社会に変革を迫り、もしくはは圧力を加えるものであった。変革を迫られれば、団結のパートナーが反発するであろうことは、想像に難くない。ダライ・ラマは以下のように回顧している。「侵略者たちは、自分たちが恩恵を施すものとしてきたのだ、と信じながら到着した。それがどれほど誠意あるものかは分からないが、彼らは、侵略された人々が彼らの恩恵を少しも欲していないということを知って、驚いたように見えた⁽¹⁸⁾」と。この言葉は、チベット側からみた共産党の様子を端的に表している。帝国主義勢力をチベットから追い出すと言いつつ、共産党自らも植民地主義的アプローチを用いることとなったのである。

〔謝辞〕

本論文の執筆にあたり、「潮田記念基金による慶應義塾博士課程研究支援プログラム」(二〇一九年度・二〇二〇年度・二〇二一年度)の研究補助を受けた。多大なご支援に、厚く御礼申し上げます。また、本研究に用いた資料はUCLA東アジア図書館(Richard C. Rudolph East Asian Library)およびオーストラリア国立図書館(National Library of Australia)にて閲覧したものである。両図書館なくして、本論文を執筆することはできなかった。心から感謝している。

(1) 本稿において筆者が「チベット」と表記した場合、その語が指す領域は、中華人民共和国領域内のチベット人居住区全体を指すこととする。これには、現在のチベット自治区をはじめ、四川省の一部も含む。また、アムドやカムを合わせた地域を指す場合には「東チベット」という言葉を用いることとする。各語の定義については、川田進『東チベットの宗教空間——中国共産党の宗教政策と社会変容』北海道大学出版会、二〇一五年、一二〜一三頁を参照した。なお、固有名詞は、上記の定義にかかわらず原文ママ表記する。

(2) 毛里和子『周縁からの中国——民族問題と国家』、東京大学出版会、二〇〇八年、四一〜四五頁。消滅の過程について詳しくは、第二章第二節を参照されたい。

(3) 「共同綱領」を一部抜粋し左に記しておく。第五一条…各少数民族が集合居住する地区では、民族の区域的自治を實行し、民族集合居住の人口の多少および区域の大小によつて、それぞれ各種民族の自治機関を設立しなければならない(以下、略)。第五三条…各少数民族は、すべてその言語・文化を發展させ、その風俗習慣および宗教上の信仰を保持しまたは改革する自由を有する。人民政府は各少数民族の人民大衆がその政治・経済・文化・教育の建設事業を發展させることを援助しなければならない。日本国際問題研究会中国部会(編)『新中国資料集成』第二卷、日本国際問題研究所、一九六四年、五九六〜五九七頁。

(4) 日本国際問題研究会中国部会(編)『新中国資料集成』第三卷、日本国際問題研究所、一九六九年、二八四〜二八六頁。

(5) 地名を指す場合には「ラサ」と表記するが、固有名詞では「拉薩」と表記する場合がある。

(6) 西藏自治区公安庁編『西藏公安大事記 一九五〇〜一九九五(内部資料・注意保存)』ラサ・出版社不明、一九九九年、九頁、中文出版物服務中心(編)『中共重要歴史文獻資料匯編』第三十一輯辺疆民族史料專輯第十二分冊、洛杉磯・中文出版物服務中心、二〇一〇年。

(7) 日本国際問題研究所中国部会(編)、前掲資料集、第三卷、二八四頁。

- (8) 「改由西南局担負進軍及経営西蔵的任務」、中共西蔵自治区昌都地委、地区行署『和平解放西蔵・昌都戰役歴史文獻資料選編』発行地・出版社不明、二〇〇〇年、二八〜二九頁、中文出版物服務中心(編)『中共重要歴史文獻資料匯編』第三十一輯边疆民族史料專輯第六十冊、洛杉磯：中文出版物服務中心、二〇一六年。
- (9) 国分良成、星野昌裕「中国共産党の民族政策——その形成と展開」、可児弘明、国分良成、鈴木正崇、関根政美(編)『民族で読む中国』朝日新聞社、一九九八年、四二一〜四四二頁。
- (10) 国分良成、星野昌裕、前掲論文、四二五頁。
- (11) 毛里和子、前掲書、二六二〜二六三頁。
- (12) A. Tom Grunfeld, *The Making of Modern Tibet*, Rev. ed., London: New York, Routledge, 2015 (ペーパーバック版)。本書ハードカバー版は、一九九五年十二月に執筆され、一九九六年に出版された。邦訳は八巻佳子訳『現代チベットの歩み』東方書店、一九九四年。翻訳版は、一九八七年に出版された原著第一版を底本にしている。
- (13) Melvyn C. Goldstein, *A History of Modern Tibet, The calm before the storm, 1951-1955*, Vol. 2, Berkeley: University of California Press, 2007。
- (14) A. Tom Grunfeld, op.cit. p. 149 and the title of Chap. 6. 前掲邦訳版、二二一〜二二二頁、および第六章タイトル。
- (15) Melvyn C. Goldstein, op. cit. Vol. 2, pp. 11-12.
- (16) チベット自治区党史資料徵集委員会(編)、『中共西蔵党史大事記一九四九—一九九四』発行地不明：西蔵人民出版社、一九九五年。
- (17) 丹増、張向明(主編)『当代中国的西蔵』上・下、北京：当代中国出版社、一九九一年。
- (18) 毛里和子、前掲書、二五二頁、二五五頁、二八七頁。および Melvyn C. Goldstein, op. cit., Preface pp. 14-15.
- (19) 中共西蔵自治区委員会組織部、中共西蔵自治区委員会党史資料征集委員会、西蔵自治区檔案局『中国共産党西蔵自治区組織史資料 一九五〇—一九八七(内部発行)』発行地不明：西蔵人民出版社、一九九三年。
- (20) 西蔵自治区革命委員会、西蔵軍区革命大批判小組編『毛主席对西蔵工作的部分指示 附：若干歴史資料(内部文件)』出版地・出版社不明、一九七一年、中文出版物服務中心(編)『中共重要歴史文獻資料匯編』特輯之七十二、洛杉磯：中文出版物服務中心、二〇〇七年。
- (21) 本書編纂委員会『中共西蔵地方党組織史志稿 一九五〇—一九九〇』上、出版地・出版社不明、中文出版物服務中心

- (編)『中共重要歴史文献資料匯編』第三十一輯、辺疆民族史料專輯、第二十五分冊、洛杉磯・中文出版物服務中心、二〇一三年。本書編纂委員会『中共西藏地方党組織史志稿 一九五〇—一九九九』下、出版地・出版社不明、中文出版物服務中心(編)『中共重要歴史文献資料匯編』第三十一輯、辺疆民族史料專輯、第二十六分冊、洛杉磯・中文出版物服務中心、二〇一三年。
- (22) 降辺嘉措『第二次長征・進軍西藏、解放西藏記実』、北京・作家出版社、二〇一六年。
- (23) 楊一真(編)『進軍西藏日誌 一九五〇—一九五二』上・下、北京・学苑出版社、二〇一六年。
- (24) 「毛沢東關於解放西藏問題給彭德懷的電報」前掲『和平解放西藏・昌都戰役歴史文献資料選編』、二五頁。
- (25) 前掲「改由西南局担負進軍及經營西藏的任務」。
- (26) 「毛沢東關於進軍西藏和經營西藏問題的意見」前掲『和平解放西藏・昌都戰役歴史文献資料選編』、三〇—三一頁。
- (27) 前掲「中共西藏地方党組織史志稿 一九五〇—一九九九」下、七五〇頁。
- (28) 「西南局關於進軍西藏的大体安排及西藏工委人選向中央軍委的報告」前掲『和平解放西藏・昌都戰役歴史文献資料選編』、三二—三三頁。
- (29) 前掲『中国共産党西藏自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、一二頁。
- (30) 同右、一二頁。
- (31) 同右、一二—一四頁。
- (32) 前掲『中共西藏地方党組織史志稿 一九五〇—一九九九』上、四四〇頁。
- (33) A. Tom. Grunfeld, op. cit. p. 129. 邦訳版、一八一—一八二頁。
- (34) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇—一九九五(内部資料・注意保存)』、四頁。
- (35) 前掲『中国共産党西藏自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、二〇頁。
- (36) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇—一九九五(内部資料・注意保存)』、四—五頁。
- (37) 前掲『中国共産党西藏自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、一二頁。
- (38) 前身は「西藏問題研究会」という組織であった。建国直後、中央民族委員会が北京や南京などにいたチベット族の知識人や学生らを集め組織した。同右。
- (39) 同右、一二—一三頁。

- (40) 前掲『中国共産党西蔵自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、一四—一五頁。
- (41) 同右、二〇頁。
- (42) 前掲『西蔵公安大事記 一九五〇—一九九五(内部資料・注意保存)』、一一頁。
- (43) 前掲『中国共産党西蔵自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、一四—一五頁。
- (44) 前掲『西蔵公安大事記 一九五〇—一九九五(内部資料・注意保存)』、一七頁。
- (45) 同右、二三頁。
- (46) 前掲『中国共産党西蔵自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、二二—二九頁。
- (47) 同右、一五頁。
- (48) 前掲『改由西南局担負進軍及經營西蔵的任務』。
- (49) 前掲『中国共産党西蔵自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、一一頁。
- (50) 前掲『西蔵公安大事記 一九五〇—一九九五(内部資料・注意保存)』、四頁。
- (51) 同右、一六頁。
- (52) 前掲『西蔵公安大事記 一九五〇—一九九五(内部資料・注意保存)』、一〇頁。
- (53) 同右、一二頁。
- (54) 同右、三五—三六頁。
- (55) 前掲『中国共産党西蔵自治区組織史資料一九五〇—一九八七(内部発行)』、二五頁。
- (56) 同右、二〇—二二頁。
- (57) 同右、二二—二九頁。
- (58) 前掲『中共西蔵地方党組織史志稿 一九五〇—一九九九』上、二二六—二二八頁。
- (59) A. Tom. Grunfeld, op. cit. p. 122. 邦訳版、一七二頁。
- (60) 前掲『中共西蔵地方党組織史志稿 一九五〇—一九九九』上、二二三頁。
- (61) A. Tom. Grunfeld, op. cit. p. 122. 邦訳版、一七二頁。
- (62) 美麗和子「建国初期の『中央民族訪問団』と中国共産党の少数民族政策」『中国研究月報』70(9)、二〇一六年、一八頁。
- (63) 前掲『中共西蔵地方党組織史志稿 一九五〇—一九九九』上、六頁。

- (64) 同右、三〇九頁。
- (65) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、三五～三六頁。なお、羅瑞卿の報告の具体的なタートルや内容は不明である。
- (66) 同右、一六～一七頁。
- (67) 代本とは、チベット軍における階級の名称である。代本は清朝における四品官の位に相当した。乾隆五七年(一七九二年)には、代本の人数は最大で六人まで、一人の代本は五〇〇人の兵を統率すると規定された。一九一三年以降、西藏地方政府による軍拡に伴い、代本の人数は増加していった。阮智富、郭忠新編『現代漢語大辞典』上、上海：上海辞書出版社、二〇〇九年、二九三頁。
- (68) 丹増、張向明(主編)、前掲書、上、当代中国出版社、一九九一年、一四二頁。
- (69) 前掲『和平解放西藏・昌都戦役歴史文献資料選編』、二頁。
- (70) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、一一頁。
- (71) ロバート・フォード、近藤等(訳)『赤いチベット』新潮社、一九五九年。原著は、『*Captured in Tibet*, New York: Oxford University Press, 1990』。また、川田進「ゲダ5世に見る中国共産党のチベット政策と統一戦線活動」『大阪工業大学紀要』人文社会篇、五二(一)、四八～五四頁、二〇〇七年も併せて参照されたい。
- (72) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、一二頁。
- (73) 同右、一四～一五頁。
- (74) 美麗和子、前掲論文、一頁、四頁、一〇頁、一二頁。
- (75) アポ・アワン・ジグメとも表記される。十七条協約に署名した人物。
- (76) ダライ・ラマ、木村肥佐生(訳)『チベットわが祖国』、中央公論社、一九八九年、一三三頁。
- (77) 廖祖桂『西藏的和平解放』、北京：中国蔵学出版社、一九九一年、六五～八三頁。
- (78) 同右、六〇頁。
- (79) ダライ・ラマ、前掲書、一三五頁。
- (80) ロラン・デエ、今枝由朗(訳)『チベット史』春秋社、二〇〇五年、三二〇頁、三二八頁。
- (81) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、一八頁。

- (82) 同右、一七頁。
- (83) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、一七～一八頁。
- (84) 同右、二〇～二二頁。
- (85) 会談の様子については、ダライ・ラマ、前掲書、一三八～一四〇頁を参照されたい。
- (86) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、二一～二二頁。兵士の人数については、ダライ・ラマ、前掲書、一四〇頁。
- (87) 前掲『中共西藏地方党组织史志稿 一九五〇—一九九〇』上、二二三頁。
- (88) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、一九頁、二二頁。
- (89) ダライ・ラマ、前掲書、一四一頁。
- (90) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、二二頁、二三頁、三〇頁。
- (91) ダライ・ラマ、前掲書、一四一頁。
- (92) あくまで「借用」としたのは、十七条協約の元となった一九五〇年六月二日に西南局が示したチベット側との交渉条件、いわゆる十項目方針(注釈九八を参照)の十番目の条件が「人民解放軍の経費はすべて中央人民政府によって支出される。人民解放軍が(チベットで)物を買う際には、公平であらねばならない」(括弧内―筆者)と定めていたためと考えられる。十項目方針に関しては前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、七～八頁を参照されたい。
- (93) ダライ・ラマ、前掲書、一四一～一四三頁。
- (94) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、二三頁。
- (95) 毛里和子、前掲書、二六一～二六二頁。
- (96) ダライ・ラマ、前掲書、一四七～一五一頁。
- (97) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、二四頁。
- (98) 一九五〇年五月二七日、西南局がその草稿を中央に諮った交渉の条件。西南局作成の草案では「チベットに関する各種の改革はチベット人民の意思に基づいて行われるものであり、チベット人民による協議の方法によって解決される」とあったが、毛沢東が電報(注釈九九を参照)で加筆し、最終的には「チベット人民およびチベットの指導者による協議の方法」とされた。「西南局關於与西藏地方政府談判的条件給中央的請示」前掲『和平解放西藏・昌都战役歴史文獻資料選編』、三三四

- ～三三六頁。
- (99) 電報の内容は以下の通りである。「李維漢同志…第八項に『チベットの指導者』という文言を加えるべきであることを除いて、すべて同意する。草稿を作成し返電するように。五月廿九日 毛沢東」、「毛沢東対西南局所擬同西藏談判的条件給李維漢的批語」、前掲『和平解放西藏・昌都戦役歴史文獻資料選編』、三三六頁。
- (100) 美麗和子、前掲論文、一八頁。
- (101) Melvyn C. Goldstein, op. cit. Vol. 2, p. 309 and pp. 311-313.
- (102) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、二四頁。
- (103) Melvyn C. Goldstein, op. cit. Vol. 2, pp. 309-311.
- (104) 前掲『中共西藏地方党组织史志稿 一九五〇～一九九九』上、二二一頁。
- (105) A. Tom. Grunfeld, op. cit. p. 123, 邦訳版、一七三頁。
- (106) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、二六頁。なお毛里は一九五一年二月に人民會議がつけられたと述べている。毛里和子、前掲書、二六〇頁。
- (107) 前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』、二五～二七頁。
- (108) 同右、二五～二九頁。
- (109) 同右、三一、三三頁。
- (110) 「有関西藏的重要問題由中央处理」前掲『西藏公安大事記 一九五〇～一九九五(内部資料・注意保存)』二八頁。
- (111) 「处理同西藏有关的工作每項均須事前報告中央」、同右、二九頁。
- (112) 前掲『毛主席対西藏工作的部分指示 附…若干歴史資料(内部文件)」、本資料に頁数が記載されていないため頁数不明(本文初頁から数えて一四頁目)。「人民内部の矛盾を正しく处理する問題について」の少数民族問題部分の抜粋に対する注釈に、以下のような記述がある。「チベットの民主改革は後に繰り上げて開始された。チベット地方政府とチベットの上層反動分子、帝国主義者が外国勢力と手を結び、……一九五九年三月一九日に全面的な武装反乱を引き起こした。人民解放軍は、……これを速やかに鎮圧した。これに伴ってチベットの広い範囲において民主改革が実行され、チベット人民は暗黒の、最も野蛮な農奴制度から解放された」(中略―筆者)。
- (113) 毛里和子、前掲書、二六三頁。

- (114) 「關於中華人民共和国憲法草案的報告」『劉少奇選集』下、北京：人民出版社、一九八五年、一六六頁。
- (115) 「十大關係を論ず」日本国際問題研究会中国部会（編）『新中国資料集成』第五卷、日本国際問題研究所、一九七一年、一三三頁。
- (116) 美麗和子、前掲論文、三頁。
- (117) 同右。
- (118) ダライ・ラマ、前掲書、一四五頁。

金牧 功大（かねまき こうた）

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会

アジア政経学会、日本サンゴ礁学会

専攻領域

現代中国政治史

主要著作

『中国軍人が観る「人に優しい」新たな戦争 知能化戦争』（共訳、五月

書房新社、二〇二一年）

『食糧不足を生き抜く——飢饉期における農民の行動』『毛沢東時代の政治運動と民衆の日常』（翻訳、慶應義塾大学出版会、二〇二二年）

『一九七九年の「北京の春」に関する一考察』『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五九号（二〇一九年）